みずしん職域サポート定期預金

2025 年 4 月 1 日現在

1. 商　品　名	○みずしん職域サポート定期預金
2. 販　売　対　象	○職域サポート契約を締結した事業所に働く経営者・従業員の方（パート・アルバイトの方も可）で、ライフプランサポートアンケートにご協力いただける方
3. 取　扱　期　間	○2025 年 4 月 1 日（火）～ 2026 年 3 月 31 日(火)
4. 預　入　金　額	○10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位） ※書替の場合は、増額 20 万円以上（10 万円単位）
5. 預　入　方　法	○一括預入
6. 預　入　期　間	○1 年（元金継続または元利金継続）
7. 払　戻　方　法	○満期日以後に一括してお支払いいたします。満期日には、前回と期間が同一の「スーパー定期預金」に自動的に継続します。一部支払いはできません。
8. 適　用　利　率	○店頭表示金利 **年 0.20%** （但し、預入時の利率を約定利率として、満期日の前日まで適用します。） ※自動継続後の利率は、継続日における金額・期間が同一のスーパー定期預金の店頭表示利率を適用します。
9. 利息計算方法	○付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。
10. 利　払　方　法	○満期日以後に一括して支払います。
11. 税　　金	○利息には 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。)
12. 中途解約時の取扱い	○原則として、中途解約はできません。やむをえず、解約する場合は、当金庫ホームページに掲載の【みずしん職域先サポート定期預金】規定による中途解約利率により計算した利息とともに支払います。満期日以降自動継続した定期預金は、当金庫の定める「スーパー定期預金」の中途解約利率を適用いたします。
13. 付加できる特約事項	○マル優の取扱いもできます。
14. 金利情報の入手方法	○金利は店頭またはＨＰをご照会ください。
15. 苦情処理措置・紛争解決措置	○苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくはお客様センター(9 時～17 時、電話:0120-223-171)までお申し出ください。 ○紛争解決措置：岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。岡山弁護士会の利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様センターまでお申し出ください。また、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)の利用を希望されるお客様は、当金庫お客様センターまたは全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話 03-3517-5825)までお申し出ください。お客様から上記東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
16. その他	○お勤め先の確認をさせていただきます。 ○通帳式のお取扱いはできません。 ○総合口座の担保とすることはできません。 ○預金保険制度の付保対象預金です。